

# 認定 特定非営利活動法人 シャイン・オン・キッズ

## 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規定は、認定 特定非営利活動法人 シャイン・オン・キッズ 定款第19条に基づき、役員報酬について、基本事項を定める。

### (報酬等)

第2条 役員報酬は、その総数の3分の1以下の範囲内で支払うことができる。

- 2 役員報酬は、役員報酬一本とし、手当等他の給与は原則として支給しない。ただし、使用人兼役員については、従業員分の給与とあわせて支給することができる。

### (決定方法)

第3条 報酬の額は月額とし、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

### (報酬の改定)

第4条 役員業績を評価して、月額報酬の改定を行うことができる。

- 2 前項の改定は、原則として毎年1回とする。

### (就任又は退任の場合)

第5条 新たに役員に就任した場合、又は退任・解任等の場合の役員の月額報酬は、日割り計算を行わず、1ヶ月分を支給する。

### (報酬等の支給日)

第6条 役員の月額報酬の支払いは、毎月25日とする。

### (控除等)

第7条 役員月額報酬から、源泉所得税、住民税、社会保険料並びに法人の立て替え金等を控除する。

### 附則

この規定は、2019年1月1日より施行する。